

厚生年金保険・国民年金事業の概況

(令和 4 年 1 月現在)

この統計では基本的に、被用者年金一元化により新たに厚生年金保険の適用対象となった、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団の情報を含まない。

1. 総括

(1) 適用状況

- 令和4年1月末の国民年金と厚生年金保険（第1号）の被保険者数は、6,265万人であり、前年同月に比べて、27万人（0.4%）減少している。

表 1 制度別適用状況

	事業所数	被保険者数(人)			標準報酬月額 の平均 (円)
		総数	男子	女子	
厚生年金保険（第1号）	2,586,883	40,739,389	24,815,311	15,924,078	318,388
船員以外	2,582,813	40,689,200	24,765,122	15,924,078	318,265
一般男子	・	24,764,686	24,764,686	・	361,196
女子	・	15,924,078	・	15,924,078	251,499
坑内員	・	436	436	・	370,922
（再掲）短時間労働者	39,395	566,912	144,901	422,011	148,231
船員	4,070	50,189	50,189	・	417,913
国民年金	・	21,907,732	7,580,829	14,326,903	・
第1号	・	14,052,846	7,392,891	6,659,955	・
任意加入	・	188,294	69,822	118,472	・
第3号	・	7,666,592	118,116	7,548,476	・
合計	・	62,647,121	32,396,140	30,250,981	・

注. 厚生年金保険（第1号）の被保険者のうち、坑内員及び船員は全員男子とみなした。

(2) 給付状況

- 令和4年1月末の国民年金、厚生年金保険（第1号）及び福祉年金の受給者数（同一の年金種別を除く延人数）は、4,464万人であり、前年同月に比べて、15万人（0.3%）減少している。

表 2 制度別年金受給者数

(単位：人)

	総 数	老齢給付		障害年金	遺族給付	
		老齢年金 ・25年以上	通算老齢年金 ・25年未満		遺族年金	通算遺族年金
厚生年金保険（第1号） 計	35,879,413	15,599,959	14,072,714	483,877	5,707,099	15,764
旧共済組合を除く	35,569,312	15,417,929	14,012,569	481,535	5,641,922	15,357
旧 法	681,702	223,946	164,470	27,690	250,577	15,019
新 法	34,871,659	15,189,140	13,847,478	452,943	5,382,098	・
（再掲）基礎あり	27,171,710	14,228,810	12,564,763	309,531	68,606	・
基礎または定額あり	26,862,067	14,277,899	12,584,168	・	・	・
基礎繰上げあり	1,991,714	601,358	1,390,356	・	・	・
基礎繰上げなし	24,870,353	13,676,541	11,193,812	・	・	・
基礎及び定額なし	2,174,551	911,241	1,263,310	・	・	・
船員保険（旧法）	15,951	4,843	621	902	9,247	338
旧共済組合 計	310,101	182,030	60,145	2,342	65,177	407
旧 法	77,316	55,231	1,687	894	19,097	407
新 法	232,785	126,799	58,458	1,448	46,080	・
（再掲）基礎あり	183,195	125,908	56,060	1,226	1	・
国民年金 計	36,112,031	33,016,454	925,881	2,081,193	88,503	・
（再掲）基礎のみ共済なし・旧国年	7,294,117	5,224,896	350,068	1,688,340	30,813	・
旧法拠出制	579,938	309,567	229,164	33,759	7,448	・
新法基礎年金	35,532,093	32,706,887	696,717	2,047,434	81,055	・
（再掲）基礎のみ	7,863,182	6,009,806	122,398	1,701,242	29,736	・
（再掲）基礎のみ共済なし	6,714,179	4,915,329	120,904	1,654,581	23,365	・
福祉年金	7	7	・	・	・	・
合 計	44,636,546	34,261,702	2,377,772	2,254,313	5,726,995	15,764

- 注1. 厚生年金保険（第1号）の受給者とは、厚生年金保険受給者全体から、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）のみの者を除き、さらに、障害厚生年金受給者及び短期要件分の遺族厚生年金受給者について、それぞれ初診日又は死亡日に共済組合等の組合員等であった者を除いた者をいう。
2. 新法老齢厚生年金（第1号）のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金・25年以上」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。新法退職共済年金についても同様。
3. 人数の合計は、厚生年金保険（第1号）と同一の年金種別の基礎年金を併給している者の重複分を控除した数である。
4. 「旧共済組合」は、厚生年金保険に統合された時点で旧 J R 共済、旧 N T T 共済、旧 J T 共済又は旧農林共済の受給権が発生していた者をいう。
5. 「基礎あり」は、同一の年金種別の基礎年金の受給権を有する者をいう。
6. 新法基礎年金のうち、老齢基礎年金の受給資格期間を25年以上有するものは「老齢年金・25年以上」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。
7. 「基礎のみ」は、同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない基礎年金受給者をいう。
8. 「基礎のみ共済なし」は「基礎のみ」の受給者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を有しない受給者をいう。
9. 寡婦年金については、新法においても存続しているが、国民年金第1号被保険者であった夫の妻のみに対して適用され、基礎年金一律の給付ではないため、新法分も便宜上旧法拠出制に計上している。

○ 令和4年1月末の国民年金、厚生年金保険（第1号）及び福祉年金の受給者の年金総額は、50兆円であり、前年同月に比べて、1千億円（0.3%）増加している。

表3 制度別受給者年金総額

	総 数	老齢給付		障害年金	遺族給付	
		老齢年金 ・25年以上	通算老齢年金 ・25年未満		遺族年金	通算遺族年金
厚生年金保険（第1号） 計	25,510,331	17,121,001	2,476,025	328,994	5,579,977	4,336
旧共済組合を除く	25,163,456	16,863,113	2,462,997	326,879	5,506,229	4,238
旧 法	703,947	346,917	62,066	32,393	258,422	4,149
新 法	24,427,877	16,502,196	2,400,715	292,574	5,232,392	・
（別掲）基礎年金	18,520,931	10,060,936	8,130,595	263,862	65,538	・
船員保険（旧法）	31,633	14,001	215	1,912	15,415	90
旧共済組合 計	346,875	257,887	13,028	2,115	73,748	97
旧 法	138,635	114,327	787	1,240	22,184	97
新 法	208,240	143,560	12,241	875	51,564	・
（別掲）基礎年金	135,945	93,766	41,160	1,018	1	・
国民年金 計	24,462,544	22,363,314	215,222	1,794,555	89,452	・
（再掲）基礎のみ共済なし・旧国年	4,795,896	3,226,655	80,113	1,461,423	27,705	・
旧法拠出制	237,840	152,173	52,745	29,633	3,289	・
新法基礎年金	24,224,704	22,211,142	162,477	1,764,922	86,163	・
（再掲）基礎のみ	5,406,893	3,876,337	27,753	1,471,408	31,395	・
（再掲）基礎のみ共済なし	4,558,056	3,074,483	27,368	1,431,790	24,416	・
福祉年金	3	3	・	・	・	・
合 計	49,972,878	39,484,318	2,691,247	2,123,549	5,669,429	4,336

注1. 厚生年金保険（第1号）受給者の年金総額は、老齢給付及び遺族年金（長期要件）については、平成27年9月以前の厚生年金保険被保険者期間及び平成27年10月以降の第1号厚生年金被保険者期間に係る年金総額であり、平成27年10月以降に受給権が発生した障害厚生年金及び遺族厚生年金（短期要件）については、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を含めて算出した年金総額である。

2. 年金総額には一部停止額を含む。

3. 「旧共済組合」は、厚生年金保険に統合された時点で旧JR共済、旧NTT共済、旧JT共済又は旧農林共済の受給権が発生していた者の当該年金の年金総額である。

4. 「基礎のみ」は、同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない基礎年金受給者の年金総額である。

5. 「基礎のみ共済なし」は「基礎のみ」の受給者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を有しない受給者の年金総額である。

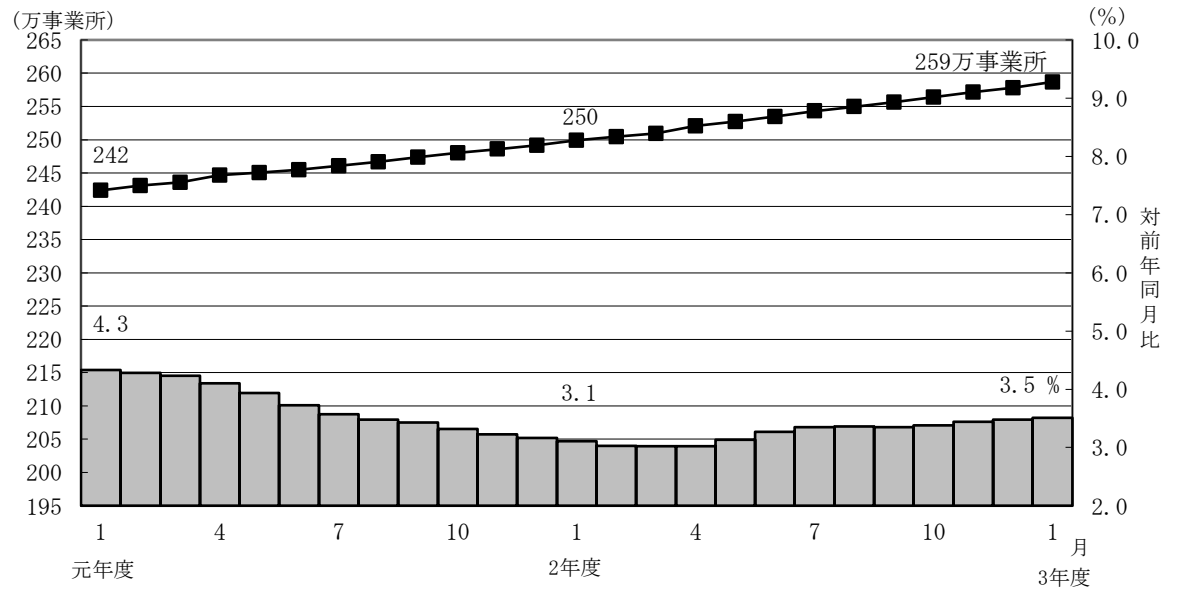
6. 寡婦年金については、新法においても存続しているが、国民年金第1号被保険者であった夫の妻のみに対して適用され、基礎年金一律の給付ではないため、新法分も便宜上旧法拠出制に計上している。

2. 厚生年金保険

(1) 適用状況

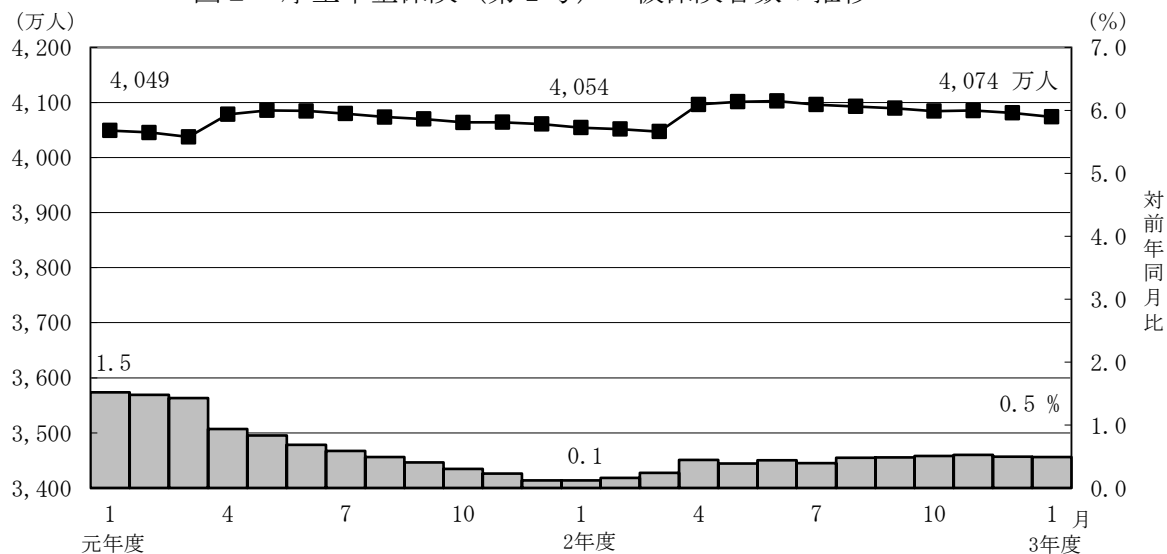
○ 令和4年1月末の厚生年金保険（第1号）の適用事業所数は259万事業所であり、前年同月に比べて9万事業所（3.5%）増加している。

図1 厚生年金保険（第1号） 適用事業所数の推移



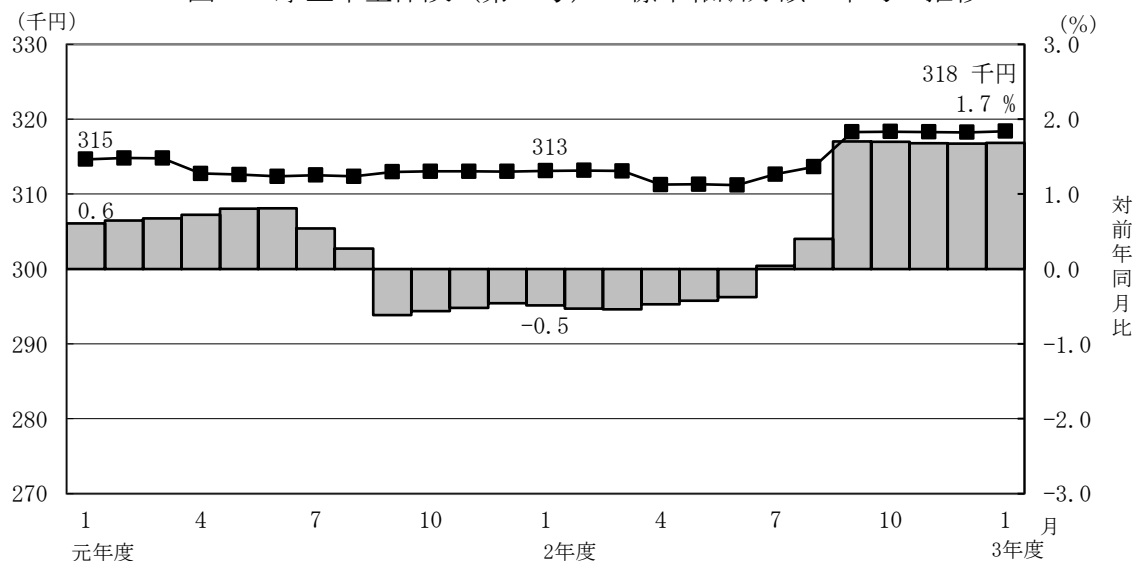
- 厚生年金保険（第1号）の被保険者数は4,074万人となっており、前年同月に比べて20万人（0.5%）増加している。内訳をみると、一般男子が2,476万人（対前年同月比3万人、0.1%減）、女子が1,592万人（対前年同月比23万人、1.4%増）、坑内員が4百人（対前年同月比24人、5.2%減）、船員が5万人（対前年同月比7百人、1.4%減）である。

図2 厚生年金保険（第1号） 被保険者数の推移



- 厚生年金保険（第1号）被保険者の標準報酬月額の前平均は、31万8,388円となっており前年同月に比べて1.7%増加している。内訳をみると、一般男子は36万1,196円（対前年同月比1.7%増）、女子は25万1,499円（対前年同月比2.0%増）、坑内員は37万922円（対前年同月比2.0%増）、船員が41万7,913円（対前年同月比1.1%増）である。

図3 厚生年金保険（第1号） 標準報酬月額の前平均の推移

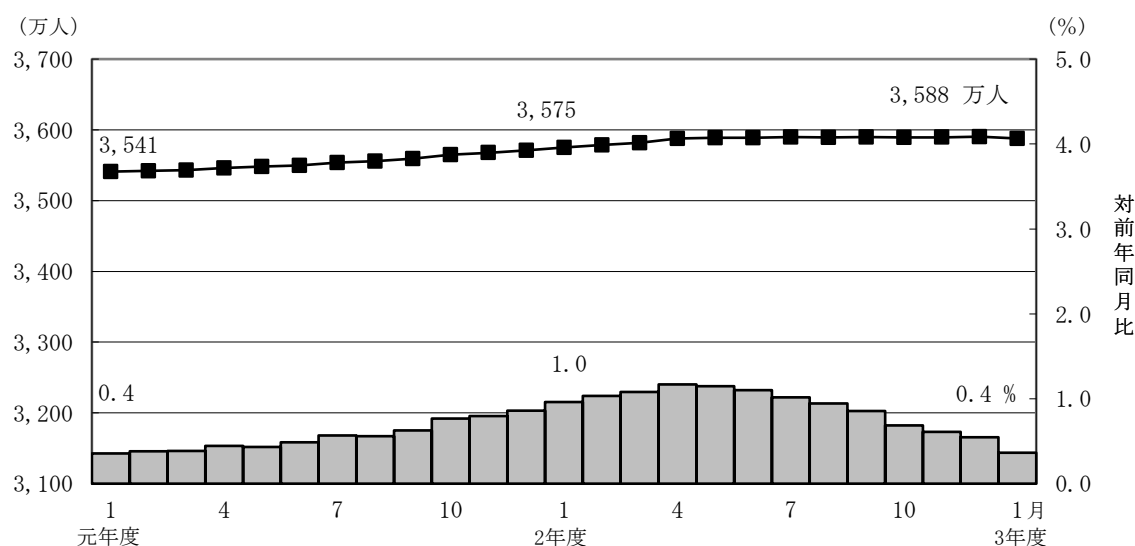


- 厚生年金保険（第1号）被保険者に係る賞与支給事業所数は24万事業所、賞与支給被保険者数は349万人、標準賞与額の前平均は32万4,407円となっている。

(2) 給付状況

- 令和4年1月末の厚生年金保険（第1号）受給者数は3,588万人（旧法厚年分68万人、新法厚年分3,487万人、旧法船保分2万人、旧共済分31万人）で、前年同月に比べて13万人（0.4%）増加している。
- 老齢給付の受給者数は2,967万人（旧法厚年分39万人、新法厚年分2,904万人、旧法船保分5千人、旧共済分24万人）で、前年同月に比べて6万人（0.2%）増加している。
- 障害給付の受給者数は48万人（旧法厚年分3万人、新法厚年分45万人、旧法船保分9百人、旧共済分2千人）で、前年同月に比べて2万人（3.7%）増加している。
- 遺族給付の受給者数は572万人（旧法厚年分27万人、新法厚年分538万人、旧法船保分1万人、旧共済分7万人）で、前年同月に比べて6万人（1.0%）増加している。

図4 厚生年金保険（第1号） 受給者数の推移



- 令和4年1月末の厚生年金保険（第1号）の受給者に係る老齢年金の平均年金月額
は、14万5,704円となっている。

○ 令和4年1月末における失業給付との調整に該当する厚生年金保険（第1号）の受給権者数は3万人、高年齢雇用継続給付との併給調整に該当する受給権者数は16万人となっている。

表4 雇用保険の給付と厚生年金保険（第1号）の受給権者に係る老齢厚生年金との調整

	失 業 給 付								
	件数（人）			総停止年金額（千円）			平均停止月額（円）		
	計	老齢相当	通老相当 ・25年未満	計	老齢相当	通老相当 ・25年未満	計	老齢相当	通老相当 ・25年未満
令和 3 年 8 月	43,863	26,170	17,693	26,519,196	23,103,062	3,416,133	50,383	73,567	16,090
9 月	42,356	25,477	16,879	25,931,878	22,665,435	3,266,443	51,020	74,137	16,127
10 月	41,045	24,666	16,379	25,351,448	22,173,535	3,177,913	51,471	74,913	16,169
11 月	39,888	24,188	15,700	25,014,531	21,947,853	3,066,678	52,260	75,616	16,277
12 月	37,404	22,703	14,701	23,509,513	20,638,367	2,871,146	52,377	75,755	16,275
令和 4 年 1 月	34,486	20,926	13,560	21,762,157	19,122,938	2,639,220	52,587	76,153	16,219

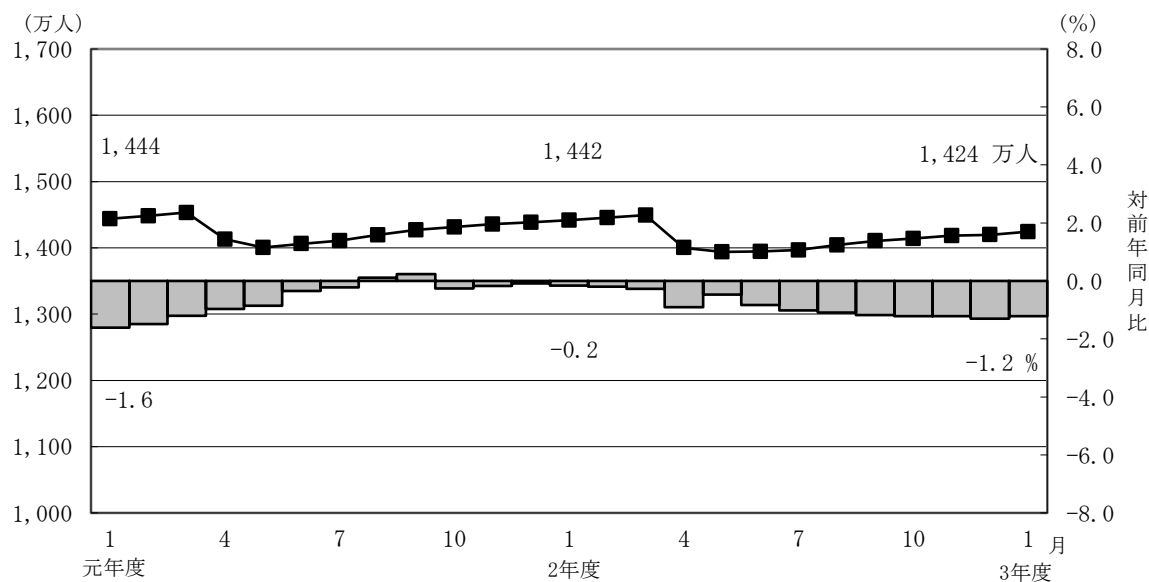
	高 年 齢 雇 用 継 続 給 付								
	件数（人）			高年齢雇用継続給付による停止総額（千円）			平均停止月額（円）		
	計	老齢相当	通老相当 ・25年未満	計	老齢相当	通老相当 ・25年未満	計	老齢相当	通老相当 ・25年未満
令和 3 年 8 月	160,581	152,724	7,857	21,087,081	20,368,542	718,539	10,943	11,114	7,621
9 月	156,080	148,820	7,260	20,714,248	20,036,595	677,653	11,060	11,220	7,778
10 月	156,093	148,902	7,191	20,558,397	19,894,690	663,707	10,976	11,134	7,691
11 月	157,483	150,155	7,328	20,499,970	19,834,488	665,482	10,848	11,008	7,568
12 月	157,342	150,066	7,276	20,502,826	19,841,619	661,207	10,859	11,018	7,573
令和 4 年 1 月	155,588	148,669	6,919	20,347,828	19,715,181	632,647	10,898	11,051	7,620

3. 国民年金

(1) 適用状況

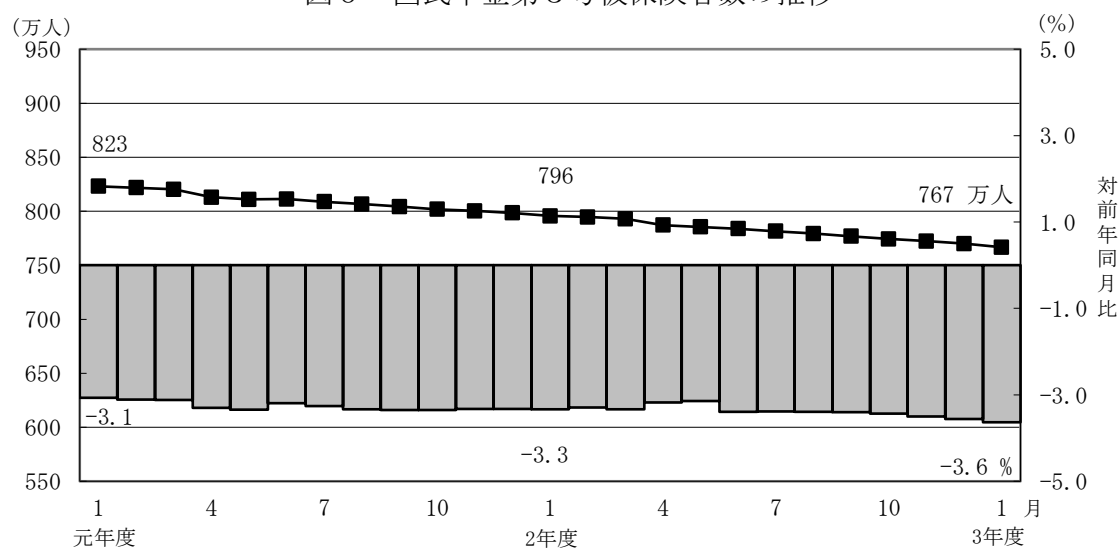
- 令和4年1月末の第1号被保険者数（任意加入被保険者を含む。）は、1,424万人となっており、前年同月に比べて17万人（1.2%）減少している。内訳をみると、男子は746万人（対前年同月比7万人、1.0%減）、女子は678万人（対前年同月比10万人、1.5%減）である。

図5 国民年金第1号被保険者数（任意加入を含む）の推移



- 第3号被保険者数は767万人となっており、前年同月に比べて29万人（3.6%）減少している。内訳をみると、男子は12万人（対前年同月比1千人、1.2%増）、女子は755万人（対前年同月比29万人、3.7%減）となっている。

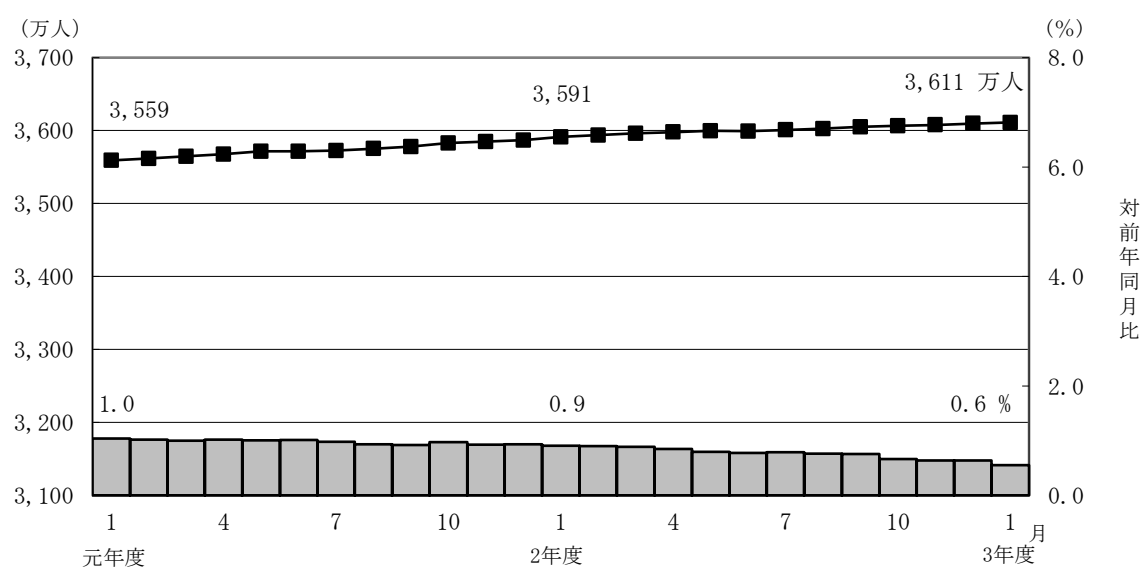
図6 国民年金第3号被保険者数の推移



（２）給付状況

- 令和4年1月末の国民年金受給者数は3,611万人（旧法拠出制58万人、基礎年金3,553万人）で、前年同月に比べて20万人（0.6%）増加している。
- 老齢給付の受給者数は3,394万人（旧法拠出制54万人、基礎年金3,340万人）で、前年同月に比べて15万人（0.4%）増加している。
- 障害給付の受給者数は208万人（旧法拠出制3万人、基礎年金205万人）で、前年同月に比べて5万人（2.4%）増加している。
- 遺族給付の受給者数は9万人（旧法拠出制7千人、基礎年金8万人）で、前年同月に比べて1千人（1.5%）減少している。

図7 国民年金受給者数の推移



- 国民年金の老齢年金・25年以上の受給者の平均年金月額は、令和4年1月末で5万6,445円となっている。
老齢年金・25年以上の新規裁定者（受給者）の平均年金月額は、5万3,379円となっている。
- 旧法老齢年金受給権者及び同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない基礎年金の老齢給付の受給権者について繰上げ受給の状況をみると、1月は新規裁定者9千人のうち繰上げ受給権者が4百人となっており、繰上げ受給率は4.2%である。なお、令和2年度新規裁定者の繰上げ受給率は5.5%となっている。